## 大阪市条例第63号

大阪市公園条例の一部を改正する条例

大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に 対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)のうち、その標 記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その 標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改 正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

(園路及び広場) 第2条の7 不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として高齢者、障害者等(高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律第2条第1号に規定する高齢者、障害 者等をいう。以下同じ。)が利用する高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律施行令(平成18年政令第379号)第3条 第1号に規定する園路及び広場を設ける場 合は、そのうち1以上は、基準省令第3条 各号(第7号を除く。)に掲げる基準のほか、 次に掲げる基準に適合するものでなければ ならない。

改正後

 $[(1)\sim(3)$  略]

(4) 前条に定める基準のうち基準省令第4 条及び第6条から第11条までに係る部分 並びに次条に定める基準に適合する特定 公園施設(高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律第2条第15号 改正前

(園路及び広場)

第2条の7 [同左]

[(1)~(3) 同左]

(4) 前条に定める基準のうち基準省令第4 条及び第6条から第11条までに係る部分 並びに次条に定める基準に適合する特定 公園施設(高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律<u>第2条第13号</u> に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること

(行為の制限等)

## 第4条 [略]

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の 各号に掲げる事項を記載した申請書を市長 に提出しなければならない。
  - (1) 申請者の住所、<u>氏名及び生年月日</u>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び<u>生年月日</u>とする。)

[(2)~(6) 略]

[3~9 略]

(公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項)

- 第6条 法第5条第1項の条例で定める事項 は、次に掲げるものとする。
  - (1) 公園施設を設けようとするとき
    ア 申請者の住所、<u>氏名</u>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、<u>名称及び</u>代表者の氏名とする。以下この条及び次条において同じ。)

[イ~ケ 略]

(2) 公園施設を管理しようとするときア 申請者の<u>住所及び氏名</u>[イ~キ 略]

に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること

(行為の制限等)

第4条 [同左]

[同左]

(1) 申請者の住所、<u>氏名、生年月日及び職業</u> (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び<u>生年月日</u>並びに営業種目とする。)

[(2)~(6) 同左]

[3~9 同左]

(公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項)

第6条 [同左]

- (1) 「同左〕
  - ア 申請者の住所、<u>氏名及び職業</u>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、 <u>名称、代表者の氏名及び営業種目</u>とする。以下この条及び次条において同じ。)

[イ~ケ 同左]

(2) [同左]

ア 申請者の<u>住所、氏名及び職業</u> [イ~キ 同左] 「(3) 略]

(占用許可申請書の記載事項)

- 第7条 法第6条第2項の条例で定める事項 第7条 「同左」 は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 申請者の住所及び氏名  $\lceil (2) \sim (5)$  略]

(使用料の減免)

- 第15条 市長は、次に掲げる使用料を免除す ることができる。
  - (1) 庭園に入場する65歳以上の者(本市の 区域内に住所を有する者に限る。第16条 の2第6項第2号において同じ。)、児童 等(小学校(これに準ずるものを含む。 以下同じ。)の児童及び中学校(これに準 ずるものを含む。以下同じ。)の生徒をい う。以下同じ。)及び就学前児童の使用料

[(2)~(6) 略]

- 2 市長は、庭園を使用するときの使用料に ついては、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める額を減額すること ができる。
  - (1) 30人以上の団体で使用する場合(次号 に掲げる場合及び大阪市立美術館との共 通の入場券により慶沢園に入場する場合 を除く。) 次に掲げる団体の区分に応 じ、それぞれ次に定める額

ア 30人以上50人未満の団体 使用料の

[(3) 同左]

(占用許可申請書の記載事項)

(1) 申請者の住所、氏名及び職業 「(2)~(5) 同左]

(使用料の減免)

第15条 「同左〕

- (1) 庭園に入場する65歳以上の者(本市の 区域内に住所を有する者に限る。第16条 の2第6項第2号において同じ。)、児童 等(小学校(これに準ずるものを含む。 以下同じ。)の児童及び中学校(これに準 ずるものを含む。以下同じ。)の生徒をい う。以下同じ。)(慶沢園にあつては、本 市の区域内に住所を有する者又は本市が 設置し、若しくは本市の区域内に所在す る小学校若しくは中学校の児童若しくは 生徒に限る。) 及び就学前児童の使用料 「(2)~(6) 同左]
- 2 市長は、庭園を30人以上の団体で使用す るときの使用料については、次の各号に掲 げる団体の区分に応じ、当該各号に定める 額を減額することができる。
  - (1) 30人以上50人未満の団体 使用料の1 割に相当する額

## 1割に相当する額

- <u>イ</u> 50人以上100人未満の団体 使用料 の2割に相当する額
- <u>ウ</u> 100人以上の団体 使用料の3割に 相当する額
- (2)
   慶沢園に入場する者が大阪市立美術館

   の特別展の観覧券を提示した場合
   100

   円

「削る〕

[3 略]

(利用料金)

第16条の2 「略]

[2~5 略]

6 代行公園の指定管理者又は代行施設の指 定管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める利用料金を免除すること ができる。

[(1)~(5) 略]

「削る〕

<u>(6)</u>・<u>(7)</u> [略]

[7~9 略]

別表第4 (第14条関係)

1 公園施設を設け、又は管理する場合の 使用料

[表 別紙2 挿入]

- 2 公園を占用する場合の使用料[表 別紙4 挿入]
- 3 有料施設の使用料

- (<u>2</u>) 50人以上100人未満の団体 使用料の 2割に相当する額
- (<u>3</u>) 100人以上の団体 使用料の3割に相 当する額

[3 同左]

(利用料金)

第16条の2 [同左]

[2~5 同左]

[6 同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) 長居植物園に入場する者が大阪市立自 然史博物館の常設展示場の観覧券を提示 したときの長居植物園に係る利用料金

(7)・(8) [同左]

[7~9 同左]

別表第4 (第14条関係)

1 公園施設を設け、又は管理する場合の 使用料

[表 別紙1 挿入]

- 2 公園を占用する場合の使用料[表 別紙3 挿入]
- 3 有料施設の使用料

「(1)~(3) 略]

(4) 庭園

「表 別紙6 挿入]

(5) 茶室

名称	単位	期間	使用料
長生庵	1回	1日	20,000円
		2 時間	7,000円

別表第5 (第16条の2関係)

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上 競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技 場等を占用する場合の利用料金

[表 別紙8 挿入]

2 代行施設の利用料金

[表 別紙10 挿入]

「(1)~(3) 同左]

(4) 庭園

「表 別紙5 挿入]

(5) 茶室

名称	単位	使用料
長生庵		16, 200円
	i l	

別表第5 (第16条の2関係)

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上 競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技 場等を占用する場合の利用料金

[表 別紙7 挿入]

2 代行施設の利用料金

[表 別紙9 挿入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記 部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。
  - (1) 第16条の2第6項及び別表第5 2 代行施設の利用料金の表の改正規定 令和6年7月1 日
  - (2) 第15条第1項及び第2項並びに別表第4 3 有料施設の使用料 (4) 庭園の表及び(5) 茶室の表の改正規定 令和7年3月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市公園条例別表第4 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表、別表第4 2 公園を占用する場合の使用料の表(以下「占用使用料の表」という。)及び別表第5 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技場等を占用する場合の利用料金の表(以下「占用利用料金の表」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用許可期間が1年以内の使用で、施行日前の許可に係るものの使

用料及び利用料金については、施行日以後、なお従前の例による。

4 次の表の第3欄に掲げる期間における占用使用料の表及び占用利用料金の表の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

占用使用料の表集会その他こ	1, 190円	施行日から令和7年3月31日	960円
れに類するものの項及び占用		まで	
利用料金の表集会その他これ		令和7年4月1日から令和8	1,050円
に類するものの項		年3月31日まで	
		令和8年4月1日から令和9	1,150円
		年3月31日まで	
	2, 380円	施行日から令和7年3月31日	1,930円
		まで	
		令和7年4月1日から令和8	2,120円
		年3月31日まで	
		令和8年4月1日から令和9	2,330円
		年3月31日まで	
占用使用料の表営業のための	290円	施行日から令和7年3月31日	200円
占用の項及び占用利用料金の		まで	
表営業のための占用の項		令和7年4月1日から令和8	220円
		年3月31日まで	
		令和8年4月1日から令和9	240円
		年3月31日まで	
		令和9年4月1日から令和10	260円
		年3月31日まで	
		令和10年4月1日から令和11	280円
		年3月31日まで	

[別表第4 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表 別紙1]

種別	il .	単位	期間	使用料
公園施設を設	飲食店、売店	1平方メート	1年	7,520円以上で立地条件、営業形態等を勘
ける場合	その他の収入	ル		案して市長が定める額
	を伴う事業の			
	用に供する施			
	設(駐車場を			
	除く。)			
	駐車場			2,180円以上で立地条件、営業形態等を勘
				案して市長が定める額
	その他の施設			1,530円以上で立地条件、運営形態等を勘
				案して市長が定める額
公園施設を管	飲食店、売店	1平方メート	1年	8,380円以上で立地条件、営業形態等を勘
理する場合	その他の収入	ル		案して市長が定める額
	を伴う事業の			
	用に供する施			
	設(駐車場を			
	除く。)			
	駐車場			3,120円以上で立地条件、営業形態等を勘
				案して市長が定める額
	その他の施設			2,400円以上で立地条件、運営形態等を勘
				案して市長が定める額

[別表第4 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表 別紙2]

種別	il .	単位	期間	使用料
公園施設を設	飲食店、売店	1平方メート	1年	9,030円以上で立地条件、営業形態等を勘
ける場合	その他の収入	ル		案して市長が定める額
	を伴う事業の			
	用に供する施			
	設(駐車場を			
	除く。)			
	駐車場			2,710円以上で立地条件、営業形態等を勘
				案して市長が定める額
	その他の施設			1,800円以上で立地条件、運営形態等を勘
				案して市長が定める額
公園施設を管	飲食店、売店	1平方メート	1年	9,900円以上で立地条件、営業形態等を勘
理する場合	その他の収入	ル		案して市長が定める額
	を伴う事業の			
	用に供する施			
	設(駐車場を			
	除く。)			
	駐車場			3,570円以上で立地条件、営業形態等を勘
				案して市長が定める額
	その他の施設			2,670円以上で立地条件、運営形態等を勘
				案して市長が定める額

[別表第4 2 公園を占用する場合の使用料の表 別紙3]

別表第4 2 公園を占用す。 	る場合の使用料	の表 	川紙3」
種別	単位	期間	使用料
通路その他これに類するもの	1平方メート	1年	1, 360円
	ル		
電柱及びその支柱その他これ	1本	1年	4,600円
に類するもの			
電線、電らんその他これらに	1メートル	1年	980円
類するもの			
鉄塔、変圧器	1平方メート	1年	8, 200円
	ル		
水道管、 <u>下水</u> 外径40センチ	- 1メートル	1年	980円
<u>管</u> 、ガス管そメートル未満			
の他これらに外径40センチ	-		2,400円
 類するもの   メートル以上			
1 メートル未	₹		
満			
外径 1 メート	-		4,900円
ル以上			
郵便差出箱、信書便差出箱、	1平方メート	1年	8, 200円
公衆電話所	ル		
工事用板囲、足場、詰所その	1平方メート	1月	2, 200円
他の工事用施設及び土石、竹	「ル		
木、瓦その他の工事用材料の			
置場			
↓	1 平方メート	1年	7,520円
	ル	- '	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
L 	<u> </u>		<u> </u>
集会その他こ会費又は入場	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	3 時間	880円
PICH C - IN - M A / VIO / V	41= 1 / <b>- /</b>	- 4104	000/3

|集会その他こ|会費又は入場|100平方メート|3時間| 880円

れに類するも	料を徴収しな	ル		
Ø	い場合			
	会費又は入場			1,760円
	料を徴収する			
	場合			
営業のための	露店営業その	1平方メート	1 日	220円
占用	他これに類す	ル		
	るもののため			
	の占用			
	ロケーション	1回	2時間	10,560円
	のための占用			
広告物掲出の	競技会、集会、	広告物1枚の	1 日	3,060円
ための占用	展示会その他	表示面積1平		
	これらに類す	方メートル		
	る催しの際広			
	告物を掲出す			
	る場合			
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]				

[別表第4 2 公園を占用する場合の使用料の表 別紙4]

種別	単位	期間	使用料
通路その他これに類するもの	1平方メート	1年	1,490円
	ル		
電柱及びその支柱その他これ	1本	1年	<u>5, 200</u> 円
に類するもの			
電線、電らんその他これらに	1メートル	1年	<u>1,120</u> F
類するもの			
鉄塔、変圧器	1平方メート	1年	9,300円
	ル		
水道管、 <u>下水</u> 外径40センチ	1メートル	1年	<u>1,120円</u>
<u>道管</u> 、ガス管メートル未満			
その他これら外径40センチ			<u>2,</u> 800円
に類するもの メートル以上			
1メートル未			
満			
外径1メート			<u>5,</u> 600 円
ル以上			
郵便差出箱、信書便差出箱、	1平方メート	1年	9,300円
公衆電話所	ル		
工事用板囲、足場、詰所その	1平方メート	1月	2,900円
他の工事用施設及び土石、竹	ンレ		
木、瓦その他の工事用材料の			
置場			
保育所その他の社会福祉施設	1平方メート	1年	9,030円
	ル		
都市再生特別措置法施行令	表示面積1平	1年	8,500円
(平成14年政令第190号)第19	方メートル		
条に規定する看板及び広告塔			
 [略]			<del>'</del>
集会その他こ会費又は入場	100平方メート	3時間	1, 190円

れに類するも	料を徴収しな	ル		
Ø)	い場合			
	会費又は入場			<u>2,</u> 380円
	料を徴収する			
	場合			
営業のための	露店営業その	1平方メート	1 日	290円
占用	他これに類す	ル		
	るもののため			
	の占用			
	ロケーション	1回	2 時間	10,870円
	のための占用			
広告物掲出の	競技会、集会、	広告物1枚の	1 日	3,170円
ための占用	展示会その他	表示面積1平		
	これらに類す	方メートル		
	る催しの際広			
	告物を掲出す			
	る場合			
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]				

[別表第4 3 有料施設の使用料 4 庭園の表 別紙5]

名称	使用料	]  -
慶沢園(茶室を除く。)	1人1回 150円 (児童等にあつては、80円)	
		,
[同左]		

[別表第4 3 有料施設の使用料 4 庭園の表 別紙6]

名称	使用料			
慶沢園(茶室を除く。)	大阪市立美術館との共通の入場券	1人1回 200円(高等学校又は高		
	により入場する場合	等専門学校(これらに準ずるもの		
		を含む。)の生徒及び大学(これに		
		準ずるものを含む。)の学生 (以下		
		「学生等」という。)にあつては、		
		150円)		
i	その他の場合	1人1回 300円(学生等にあつて		
!		は、200円)		
[略]				

[別表第5 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技場等 を占用する場合の利用料金の表 別紙7]

	種別	単位	期間	利用料金
[同左]				
集会その他これに	会費又は入場料を徴収し	100平方メートル	3時間	880円
類するもの	ない場合			
	会費又は入場料を徴収す			1,760円
	る場合			
営業のための占用	露店営業その他これに類	1平方メートル	1日	220円
	するもののための占用			
	ロケーションのための占	1回	2時間	10,560円
	用			
広告物掲出のため	競技会、集会、展示会その	広告物1枚の表示面	1 日	3,060円
の占用	他これらに類する催しの	積1平方メートル		
	際広告物を掲出する場合			
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第5 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技場等 を占用する場合の利用料金の表 別紙8]

種別		単位	期間	利用料金
[略]				
集会その他これに	会費又は入場料を徴収し	100平方メートル	3時間	1, 190円
類するもの	ない場合			
	会費又は入場料を徴収す			2,380円
	る場合			
営業のための占用	露店営業その他これに類	1平方メートル	1 日	290円
	するもののための占用			
	ロケーションのための占	1回	2時間	10,870円
	用			
広告物掲出のため	競技会、集会、展示会その	広告物1枚の表示面	1 日	3,170円
の占用	他これらに類する催しの	積1平方メートル		
	際広告物を掲出する場合			
	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第5 2 代行施設の利用料金の表 別紙9]

種別	単位	利用料金	会費又は入場料を徴収する場合の利用料金			
[同左]						
植物園	1人1回	200円				
総合植物館	1人1回	500円	1 1 1 1			
[同左]						

[別表第5 2 代行施設の利用料金の表 別紙10]

種別	単位	利用料金	会費又は入場料を徴収する場合の利用料金		
[略]					
植物園	1人1回	300	m ¦		
	1人1年	1,500	円		
総合植物館	1人1回	500	H !		
	1人1年	2, 500	H I		
[略]					